

御殿場石川リハビリセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団駿栄会が開設する御殿場石川病院（以下「病院」という。）が実施する指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医に指定通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある方（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 医療法人社団駿栄会が実施する指定通所リハビリテーションの従業者は、その要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図れるよう努める。
- 2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

開設者の名称	医療法人社団 駿栄会
主たる事務所の所在地	静岡県御殿場市深沢1285番地の2
電話番号	0550-83-2424
代表者の職・氏名	理事長 石川 悦久
事業所の名称	御殿場石川リハビリセンター
事業所の所在地	静岡県御殿場市深沢1285番地の2
介護保険事業所番号	2211210295
指定年月日	2000年5月1日

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 指定通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

医師	1名	（常勤管理者1名）
理学療法士	1名	（非常勤 1名）
看護職員	名	（常勤 名）
介護職員	4名	（常勤 4名 非常勤 名）

2 前項に掲げる職員の職務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の管運営を統括し、所属職員を指揮監督し、業務を処理する。
- (2) 医師、理学療法士及び看護職員、介護職員はそれぞれの利用者に応じた事業を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜日
ただし、国民の祝日、振替休日、年末年始（12/29～1/3）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時
ただし、サービス提供時間を午前9時20分から午後3時30分までとし、それ以外を送迎等の業務のみにあてる。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの1日の利用定員は1単位20人とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 実施する指定通所リハビリテーションは次のとおりとする。

- (1) 6時間以上7時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション
- (2) 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎
- (3) 昼食の提供

2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の維持・回復を図るため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ① 個別性を重視した適時適切なリハビリテーションの実施
- ② 生活機能全般を向上させるためのリハビリテーションの実施
- ③ 高齢者の精神活動を高める取り組み
- ④ 居宅サービスとの連携

(2) 訓練等

- ① 理学療法全般（運動療法・物理療法・歩行訓練・基本動作訓練）
- ② 定期的な機能評価ならびに情報提供
- ③ レクリエーション・製作活動
- ④ 要介護者の心身の機能維持・向上を図る計画的な介護の提供

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施範囲として、下記の地域に関して送迎を行う。ただし、家族送迎による利用にあつては、この限りではない。

- ① 御殿場市
- ② 駿東郡小山町

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用の額は厚生労働大臣が定める以下の基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項のほか、食材料費及び別に掲げる費用を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記銘捺印を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又は、その家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
 - 3 災害その他ややむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
 - 4 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常時災害対策)

- 第11条 消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び地震等の広域災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 非常災害対策責任者には、防火管理者を充てる。
 - (2) 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するため計画を策定し、実施する。
 - (3) 非難・救出訓練は計画に基づき少なくとも年2回実施する。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第13条 事業所は、指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また事故の状況及び採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために窓口を設置する。また苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月間
- ② 継続研修 諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じた場合等に随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(附則)

この規程は 2000 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は 2015 年 4 月 1 日改定した上で同時から施行する。

この規程は 2019 年 4 月 1 日改定した上で同時から施行する。

この規定は 2023 年 12 月 1 日改定した上で同時から施行する。

